

「北上川下流・鳴瀬川環境検討委員会」規約

第1条（趣旨）

本規約は、「北上川下流・鳴瀬川環境検討委員会」（以下「委員会」という）の設置と運営について必要な事項を定める。

第2条（目的）

本委員会は、東北地方整備局北上川下流河川事務所が行う北上川水系および鳴瀬川水系における自然再生計画の策定と推進、河川環境モニタリング調査、及び事業による自然環境に対する効果と改善について、専門的な知見から審議、助言を行い、本来の生態系の保全や機能回復を目指すことを目的とする。

第3条（委員会）

委員会は、北上川下流河川事務所長が設置する。

- 2 委員は、別紙1のとおりとする。
- 3 委員は、北上川下流河川事務所長が委嘱する。
- 4 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 5 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。
- 6 委員会では、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見等を求めることができる。

第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。

第5条（技術部会）

委員会の下部組織として技術部会を北上川下流河川事務所長が設置する。

- 2 技術部会の運営方針は技術部会で定める。
- 3 技術部会は、次の事項について技術的観点から審議し、委員会に報告する。
 - ①自然再生計画の推進に係わる事項
 - ②モニタリング調査に係わる事項
 - ③事業による自然環境に対する影響に係わる事項

第6条（オブザーバー）

委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは別紙2のとおりとする。
- 3 オブザーバーは委員会で意見を述べることができる。

第7条（委員会の招集）

委員会は、委員長が召集する。

第8条（事務局）

委員会の事務局は、北上川下流河川事務所に置く。

第9条（情報公開）

委員会は、希少種の保護のため原則非公開とする。委員会の議事要旨は事務所ホームページで公表する。

第10条（規約の改正）

本規約の改正は、委員の過半数の同意を得てこれを行う。

第11条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

附則（施行期日）

この規約は、令和5年 月 日より施行する。